

まん延防止等重点措置再延長 感染防止徹底要請！

まん延防止等重点措置の実施期間が3月21日まで再延長されます。県内の新規感染者数は減少傾向にあるものの、1週間平均3千人、病床使用率は6割を超え高い水準にあります。高齢者施設、学校・保育所、事業所等では依然感染者数が多く、高齢者等の死亡事例も増加しています。

一刻も早く感染を収束させるため、今一度、次の取組の徹底をお願いします。

1 飲食店等での対策の徹底

- 飲食店等は、以下の営業時間、入店案内の厳守をお願いします。

区分		認証店舗	非認証店舗
期間		令和4年1月27日（木）～3月21日（月）	
区域		県全域	
措置内容	営業時間	5時～21時（酒類提供は11時～20時30分）＊いずれかを選択 5時～20時（酒類提供禁止）	営業時間：5時～20時（酒類提供禁止）
	入店案内	同一テーブル4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食	同一グループ4人以内、短時間（2時間程度以内）飲食

- 飲食店等の利用者の密の回避、換気の確保、会話時のマスク着用、大声の回避など、感染対策の徹底をお願いします。カラオケ設備利用時は特に徹底してください。

2 感染防止取組の徹底等

- 業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底をお願いします。
- 多数利用施設では、入場者の整理やマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を徹底してください。特に高齢者施設、病院、学校・保育所、事業所などクラスターを発生させやすい施設は特に注意してください。
- 感染防止安全計画を策定・確認を受けたイベントは人数上限20,000人（収容率：100%[大声無し前提]）、それ以外は人数上限5,000人（収容率：大声無し100%、大声あり50%）の厳守をお願いします。

3 出勤抑制等

- 接触機会低減のため、ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）の推進をお願いします。特に高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦など重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮をお願いします。
- 事業継続計画に基づく適切な取組をお願いします。

クラスター発生を踏まえた感染防止策

(別紙)

高齢者施設等

- 「介護現場における感染対策の手引き」や兵庫県作成の感染予防ポスターやチェックリスト活用による対応の徹底
(平時からの感染対策の取組の徹底、感染が発生した場合の適切な対応・ケア)
- 施設利用者及び従事者へのワクチン追加接種の促進
- 日々の体調管理の徹底、頻回検査の受検
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施等の対応を検討
- 施設等への介護サービス継続の支援や往診医師派遣による感染対応の強化
- 高齢者施設等の利用者が退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、感染管理認定看護師等の派遣など高齢者施設等での体制強化

学校等

- 室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における児童生徒が密集する運動など、感染リスクが高い教育活動は、基本的に実施を控える。
- 体育の授業時においても運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用
- 部活動について、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は一時的に制限
- 発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせた学習形態の実施

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等

- 職員や保護者のマスク着用の徹底とともに、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童は、可能な範囲で一時的に、マスク着用を推奨
※2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児は特に慎重に対応。子どもの体調変化に注意し、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はない
- 感染リスクの高い活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践
- 遊具や玩具等を共用する場合、こまめな消毒等の徹底
- 大人数での行事の自粛、保護者等が参加する行事の見合わせ又は延期
- 手洗いの徹底、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応の徹底
- 濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施

事業所

- 在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒しで設定
- 感染拡大地域への出張は、マスク着用など基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動を避けること
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等の推進